

会 長 談 話

本日、当会会員が、弁護士法違反の疑いで大阪地方検察庁特別捜査部に逮捕されました。

当会は、すでに、当該会員が、(1) ウェブ上の広告などを利用して国際ロマンス詐欺等の事件を多数の被害者から受任するにあたり、広告業者等に自己の名義を利用させ、法律事務を取り扱わせていた、(2) 国際ロマンス詐欺等の事件について、被害回復が現実には難しいにもかかわらず、当該会員に依頼をすれば高額の回収が実現できるかのように誤信させる広告を行っていたとして懲戒請求を行うとともに、当該会員の依頼者からの相談に応じる特設電話相談を実施するなどの対応をとっています。

当該会員の行為は、市民の弁護士に対する信頼を著しく損なうものであって到底許されるものではなく、まことに残念というほかありません。

当会としては、これまで以上に、会員の責任感と倫理意識をより一層高めるための更なる努力を重ねるとともに、綱紀を保持し、弁護士の社会的信用を損なうことのないよう努めてまいります。

2024年（令和6年）5月29日

大阪弁護士会

会長 大 砂 裕 幸